新約全書使徒彼得後書　終

イ 路一〇一、
ロ 彼後一〇十六、路廿四〇廿九、
ハ 路廿四〇廿九、
ニ 約一〇一、
ホ 約一〇四、提後一〇十、
ヘ 提二〇廿二、
ト 約一〇一二、
チ 徒四〇廿、
リ 約十四〇廿至廿三、哥前一〇九、
ヌ 約十五〇十一、約壹十二、
ル 詩百四〇二、約八〇十二、提前六〇十六、
ヲ 歴三〇三、哥後六〇十四、
ワ 亞十三〇一、弗一〇七、
カ 廿五八〇四十六、伯九〇二、廿五〇四、
ヨ 詩卅二〇五、
タ 申七〇九、
レ 羅三〇廿六、
ソ 耶卅三〇八、

新約全書使徒ヨハネ子第一書

第一章

ろれ我儕が聞また目に見懇切に觀わが手捫りし所のもの即ち元始
より在し生命の道を爾曹に傳ふ二この生命すでに顯れたれば我儕これを
見て證をなす即ち原父と偕に在し者にて我儕に顯れたる窮なき所の此生
命を爾曹に傳ふ三われら見しところ聞し所を爾曹に傳るゝ爾曹を我儕と
同心ならしめん爲なり我儕ゝ父および其子イエスキリストと同心たり四
我儕この書をかき贈て爾曹の喜樂を充しめんとす五神ゝ光なり少の暗處
なし此ゝ我儕彼より聞て亦なんぢらに傳る告なり六若われら神と同心な
りと言て暗を行かば我儕が言ところゝ謊にして眞理を行ふに非ず七若神
の光に在が如く光の中を行かば我儕互に同心となるを得かつ其子イエス
キリストの血すべて罪より我儕を潔む八もし罪なしと言ば是みづから欺
けるにて眞理かれらに在なし九もし己の罪を認ゝさば神ゝ信實なる公義
者なるが故に必ず我儕の罪を赦し諸の不義より我儕を潔むべし十もし罪

ツ 約十三〇廿三、
子 多二〇十二、
ナ 羅五十三〇十二、來七〇廿五廿六、
ラ 哥後五〇廿一、羅二〇廿五、
ム 約一〇廿九、
ウ 約一〇廿九、
井 約壹四〇廿、
メ 約十四〇廿一、約壹三〇十三、
オ 約壹四〇十二、
ク 約壹四〇十三、
ヤ 約十五〇四至六、
マ 太十一〇廿九、約十三〇十五、
ケ 約貳五、
フ 約十三〇廿四、
コ 瑪五〇八、
エ 馬四〇二、
テ 哥前十三〇三、

を犯たることなしと言べ神を謊者とする也ろの道われらに在なし

約翰書 わが小子よ我これらの事を爾曹に書贈るゝ爾曹をして罪を犯すこと莫らしめん爲なり若し人罪を犯せべ我儕の爲に父の前に保惠師あり即ち義なるイエスキリスト二彼ゝ我儕の罪の挽回の祭物なり第に我儕の爲のみならず徧く世の爲の挽回の祭物なり三われら若ろの誡を守らべ是に由て彼を識りと自ら曉るべし四われ彼を識りと言て其誡を守らざる者ゝ謊人あり眞理ろの裏に在ゝし五凡て其道を守る者は神を愛するの愛誠に其裏に於て完全す是に由て我儕が彼に在ることを自ら曉る六彼に居といふ者ゝ彼の行し如く行むべき也〇七兄弟よ我なんぢらに新しき誡を書贈るに非ず即ち始より爾曹の有る舊誡なり此舊誡ゝ始より爾曹が聞し所の道なり八然ゝ我が爾曹に書贈る所ゝまた新しき誡なり此言ゝ彼に於ても爾曹に於ても眞實なり蓋いま暗昧ゝやゝ過て眞の光耀ばなり九光に居と言て其兄弟を憎む者ゝ今なほ暗に居なり十兄弟を愛する者ゝ光に居て

ア 後一〇八至十、約壹三〇十至十八、
サ 約十二〇廿五、
キ 約十二〇廿五、
ユ 詩廿四〇四十七、徒十三〇廿八、
メ 約壹一〇一、
ミ 約十四〇七、
シ 提後二〇一、詩百十九〇十一、
エ 詩百十九〇十一、
モ 西三〇一二、太六〇廿四、
セ 羅十三〇十四、雅七〇廿一、創五〇十一、
イス 雅廿九〇二至七、
ロ 晉前七〇廿一、太七〇廿四廿五、
ハ 太七〇廿四廿五、
ニ 來一〇二、
ホ 撒後二〇三、
ヘ 太廿四〇五、廿四、
ト 提前四〇一、

己を躓かするもの其裏になし十一兄弟を憎む者ゝ暗にをり暗に行て其往ところを知ず是ろの目を暗に眩さるれべ也十二小子よ我この書を爾曹に書おくるも爾曹主の名に緣て罪を赦されたるに因十三父老よ我この書を爾曹にかき贈るゝ爾曹元始よりの者を識るによる壯者よ我この書を爾曹に書おくるゝ爾曹惡者に勝るによる孺子よ我この書を爾曹に筆おくるゝ爾曹父を識るに因十四父老よ我この書を爾曹に贈しゝ爾曹始よりの者を知るに因てなり壯者よ我この書を爾曹に贈しゝ爾曹剛健かつ神の道爾曹の心に有て惡者に勝るに因てなり十五この世あるひゝ此世にある物を愛する勿れ人もし此世を愛せべ父を愛するの愛ろの裏に在なし十六凡ろ世に在もの即ち肉體の慾眼目の慾また勢より起る驕傲これらゝ皆父より出るに非ず世より出るもの也十七この世と其慾とゝ逝るものにて神の旨を行ふ者ゝ永遠存るなり〇十八孺子よ今ゝ乃ち季世キリストに敵する者來らんと爾曹が聞しに由て今ゝ乃ち季の世なる所の如く今すでにキリストに敵する者多し

チ 甲十三〇十三、乙十三〇十九、
リ 提後二〇十九、
ヌ 哥前十一〇十九、
ル 徒三〇十四、哥後一〇廿一廿二、
ヲ 約十六〇十三、
カ 彼後一〇十二、
ヨ 約壹七、
タ 約十五〇廿三、
レ 約十四〇七、
ソ 約壹六、
ツ 約十四〇廿三、
子 約十七〇三、可十三〇廿二、彼後二〇一廿三、
テ 彼前一〇廿三、
ム 耶廿一〇廿三廿四、來八〇十一、
ウ 約十五〇四至七、

十九 を我儕ゝ知り十九我儕を離れて彼等出たりと雖も素より我儕の屬ならざる
也もし我儕の屬ならんにゝ恒に我儕と偕なるべし彼等いで去るゝ衆の者
二十 の悉くゝ我儕の屬ならざることを顯さんが爲なり二十爾曹ゝ既に聖主より
二一 膏を沃れて一切の事を知二われ爾曹が眞理を識ざるに因て此書を筆おく
るに非ず爾曹眞理を識かつ凡の謊ゝ眞理より出ざることを識るを以てな
二二 り三誰か是謊者イエスを言てキリストとせざる者ならずや父と子とを
二三 拒む者ゝ即ちキリストに敵する者なり三三凡ろ子を拒む者ゝ父をも有ず子
二四 を受る者ゝ父をも有り二四なんぢら始より聞る者を爾曹の衷に居しむべし
二五 若し始より聞る者なんぢらの衷ゐ居ゞ爾曹ゝ子と父とに居ん二五これ主の
二六 我儕に約束し給へる約束すなゝち窮なき生命なり二六我爾曹を惑す者に就
二七 て此等の事を爾曹に書贈れり二七爾曹ゝ主より沃れたる膏ろの衷に存れる
が故に敎を人より受るに及ゞず其膏すべての事を爾曹に敎ふ且眞實にし
て虛假なし爾曹膏の敎る如く恒に主に居べし二八小子よ恒ゐ主に居べし其

ノ 羅廿五〇九、
オ 約一〇十二、哥後六〇十八、
ク 約十五〇十八十九、
ヤ 羅八〇十五、
マ 羅八〇十八、詩十七〇十五、
フ 約十七〇廿四、
コ 哥後七〇一、彼後三〇十四、
エ 羅七〇七、
テ 來九〇廿六、
ア 約十五〇四至七、
サ 約參十一、
キ 約十八〇五至九、羅二〇十三、
ユ 彼前一〇十五十六、
メ 約八〇四十四、
ミ 創三〇十五、來二〇十四、
シ 約壹五〇一、四、十八、
エ 彼前一〇廿三、

二九 顯現時に我儕懼ることなく其降臨時に其前に耻ることを莫らん爲なり二九爾
曹ゝ主の公義を知ゐ由て公義を行ふ者の皆主の生ところなるを亦知る也

第三章 なんぢら視よ我儕稱られて神の子たることを得これ父の我儕に賜
二 ふ何等の愛ぞ世ゝ父を識ず是に由て我儕をも識ざる也二愛する者よ我儕
いま神の子たり後いかん未だ露れず其現れん時にゝ必ず神に肖んことを
三 知りゝ我儕りの眞狀を見べけれゞ也三凡ろ神に由る此望を懷く者ゝ其潔
四 が如く自己を潔す四罪を犯す者ゝ律法を犯す罪とゝ即ち律法を犯すこと
五 也五我儕の罪を除かんが爲に主の現れ給ひしことゝ爾曹の知ところなり
六 彼また自ら罪なし六凡ろ彼に居者ゝ罪を犯さず凡ろ罪を犯す者ゝ未だ彼
七 を見ず未だ彼を識ざる也七小子よ人に惑さるゝこと勿れ義を行ふ者ゝ義
八 人なり即ち主の義なるが如し八罪を犯す者ゝ惡魔より出りゝ惡魔ゝ始よ
九 り罪を犯せゞなり神の子の顯るゝゝ惡魔の工を毀たんが爲なり九凡ろ神
に由て生るゝ者と罪を犯さず蓋神の種りの衷に在に因かれ亦罪を犯すこ

ヒ 太七〇十八、羅六〇二、
モ 約翰十一、約壹四〇八、
セ 約壹三〇廿四、
イス 約壹三〇七、
ロ 創四〇四至十五、
ハ 來十一〇四、
ニ 提後三〇十二、
ホ 約壹三〇九、十一、
ヘ 創廿七〇四十一、太五〇廿一廿二、
ト 加五〇廿一、路廿一〇八、
チ 約十五〇十三、朔五〇二、
リ 羅十六〇四、
ヌ 申十五〇七至十一、路三〇十一、
ル 約壹四〇廿、
ヲ 羅十二〇九、羅二〇十五十六、
ワ 約十八〇廿七、晉前四〇四、
カ

十 と能ハず蓋神に由て生るれば也○ナ是に由て神の子と惡魔の子とハ明か
十一 に著る凡ろ義を行ざず其兄弟を愛せざる者ハ皆神より出しゐ非ず十一我儕
十二 の互に相愛すべきハ爾曹の始より聞し所の命令なり十二カインに效ふこと
勿れ彼ハかの惡者より出し者にて其弟を殺せり何故これを殺しゝか己の
十三 行し所ハ惡く弟の行し所ハ義かりしに因十三わが兄弟よ世なんぢらを憎
十四 むとも駭くと勿れ十四われら兄弟を愛するに因すでに死を出て生に入して
とを自らゑる兄弟を愛せざる者ハ死の中ゐ居十五凡ろ兄弟を憎む者ハ即ち
十五 人を殺す者なり凡ろ人を殺す者ハ窮なき生命ろの衷に存ことなし此ハ爾
十六 曹の知ところ也十六主ハ我儕の爲に生を捐たまへり是に由て愛といふ事を
知たり我儕また兄弟の爲に生を捐べし十七世の資財をもち兄弟の窮乏を見
十七 て反て惠施の心を閉る者ハ何で神を愛するの愛ろの衷に存んや十八小子よ
十八 我儕愛するに言と舌とを以て相愛する事なく行と實とを以てすべし十九是
十九 に由て我儕眞理より出しを知かつ我儕心を主の前に安んずべし二十我儕が
二十

ヨ 伯廿二〇廿六、約壹二〇廿八、
レタ 來十〇廿二、約壹二〇廿八、晉前四〇十五、太廿一〇廿二、
ソ 約九〇廿一、
ツ 約六〇廿九、
子 約十三〇廿四、
チ 約十四〇廿一至廿三、十五〇十、十七〇廿一、
ラ 羅八〇九至十七、
ム 耶廿九〇八、太廿四〇四五、撒前五〇廿一、
ウ 徒廿〇廿、彼後二〇一、
井 徒廿〇廿、彼後二〇一、晉前十二〇三、
ノ
オ 約貳七、
ク 撒後二〇七、
ヤ 約壹三〇九、十、
マ 約壹五〇四五、
ケ 啉二〇二、六〇十二、

二一 心もし我儕を責べ神ハ我儕が心よりも大なるにより凡の事を知給ハざる
二二 なし二二愛する者よ我儕が心みづから責ること無べ神に向て憚る所あかる
二三 べし二三且われらが凡て求る所ハ彼より受ろハ其誡を守りて其悅び給ふ所
二四 を行へべ也二四この誡ハ即ち我儕神の子イエスキリストの名を信じ彼の我
儕に命せし如く互に相愛すること也二四神の誡を守る者ハ神にをり神も亦
かれに居われら其賜ふ所の靈に由て即ち其われらに居給ふことを知り

第四章

四 愛する者よ凡の靈を信ずる勿れろの靈神より出るや否を試むべし
多の僞預言者いでゝ世に入り二凡ろイエスキリストの肉體となりて臨り
給ることを認ハす靈ハ神より出れに由て神の靈を知べし三凡ろイエス
キリストを認ハさざる靈ハ神より出るに非ず即ちキリストに敵する者の
靈なり此者の將に來らんとする事ハ爾曹が聞る所なり今既に世に居り四
小子よ爾曹ハ神より出また彼等に勝ことを得たり蓋おんぢらの衷に居も
のハ世の衷にをる者より大なるに因て也五彼等ハ世より出し者なれば其

ウ 約十五〇十九、十七〇十四、
エ 約八〇四十七、哥前十四〇廿七、羅八〇廿、約十四〇十七、
テ 撒前四〇九、
ア 約壹三〇十四、
サ 出廿四〇六七、約壹四〇十六、
キ 約壹五〇十一、
ユ 約三〇十六十七、羅八〇廿二、
メ 出七〇七八、羅五〇八至十、
ミ 約壹二〇二、
シ 太十八〇廿三、約四〇廿一、廿二、
ヱ 提前六〇十六、
ヒ 約壹二〇五、
モ 約壹三〇廿四、
セ 約三〇十七、
ス 約壹一〇一至三、
イ 羅十〇九、
ロ 約壹三〇廿四、

六 いふ所も世より出し者の言べき事にして世人ハ之に聽り六我儕ハ神より出たり神を識るものハ我儕にきゝ神より出ざる者ハ我儕に聽ず是に由て眞
七 理の靈と迷謬の靈とを知なり〇七愛する者よ我儕互に相愛すべし愛ハ神
八 より出れば也おほよろ愛ある者ハ神に由て生れ且神を識るなり八愛なき
九 者ハ神を識ず神ハ即ち愛なれば也九神ハろの生給へる獨子を世ゐ遣ハし
十 我儕をして彼に由て生を得しむ是ゐ於て神の愛われらに顯れたり十われ
ら神を愛するに非ず神われらを愛し我儕の罪の爲に其子を遣して挽回の
十一 祭物とせり是すなハち愛なり十一愛する者よ此の如く神われらを愛し給へ
十二 ば我儕も亦たがひに相愛すべし十二未だ神を見し者なし我儕もし互に相愛
十三 せば神われらの衷に居て彼を愛する愛を我儕の衷に完全す十三かれ已に其
十四 靈をもて我儕に賜ふ是に由て我儕の彼に居かれの我儕に居ることを知る十四父
羹に其子を遣して世の救主と爲り我儕すでに之を見たり今ろの證を作な
十五 り十五凡ろイエスを神れ子なりと認ハす者は神かれに居かれ神に居十六我儕
十六

ハ 約壹三〇二十六、
ニ 約壹二〇廿八、
ホ 約十七〇十八、約壹三〇三、羅八〇十五、提後一〇七、
ヘ 羅七〇四十七、
ト 約壹二〇四、三〇十七、
チ 約壹二〇四、三〇十七、
リ 太廿二〇廿七、廿九雖十三〇十、
ヌ 太十六〇十六十七、約一〇十二十三、
ル 約一〇十三、
ヲ 約十四〇十五、廿一至廿四、
ワ 太十一〇廿八至廿、羅七〇十二、
カ 約十六〇廿三、
ヨ 來十一〇廿四至廿六、

十七 の爲に神の有る愛を我儕すでに知て信ず神ハ即ち愛なり凡ろ愛にをる者
十八 ハ神にをり神また彼に居十七此の如く我儕の愛全備を得て鞫日に懼なから
十九 しむ蓋主の如く我儕世に在べなり十八愛の中に懼あることなし全き愛ハ懼
二十 を除ろハ懼ハ苦を有り凡ろ懼るゝ者ハ愛を全備せざる也十九われ〻神を愛
二一 するハ彼まづ我儕を愛するに因り二十もし我ハ神を愛すと言て其兄弟を憎
む者ハ是謊者なり既に見ところの兄弟を愛せずして未だ見ざる神を何で
愛せん乎二一神を愛する者ハ亦ろの兄弟をも愛すべし此誡ハ我儕彼より授
られたり

第五章 凡ろイエスをキリストと信ずる者ハ神に由て生れたる也おほよろ
二 之を生者を愛する者ハ亦その生るゝ所の者をも愛する也二我儕もし神を
三 愛して其誡を守らば此に由て我儕神の兒女を愛すると知三神の誡を守る
四 ハ是すなハち神を愛する也ろの誡ハ難からず四凡ろ神に由て生るゝ者ハ
五 世に勝我儕をして世に勝しむる者ハ我儕が信なり五誰か能世に勝んイエ

ダ 太三〇十三至十七、約十九〇冊四冊五、
レ 提前三〇十六、
ソ 約五〇廿四、約一〇四、西二〇九、
ツ 約三〇冊六、
子 約廿〇冊一、
ナ 約廿〇冊一、
ラ 羅八〇廿七、
ム 可十一〇廿四、
ウ 出冊二〇十至十四、代下冊〇十八至廿、雅五〇十四至廿、
非 可三〇廿九、

六 スを神の子と信ずる者に非ずや○六神の子ゝ水と血をもて臨る即ちイエ
七 スキリストあり惟水のみならず水に又血を兼ね證を爲す者ゝ靈なり靈ゝ
八 眞實なれゞ也八證を作ものゝ三すなゝち靈と水と血この三の者の歸する
九 所ゝ一なり九我儕もし人の證を受る時ゝ神の證ゝ更に大なるべし神の證
十 ゝ此なり即ち其子の爲に作る證なり十神の子を信ずる者ゝ其衷に此證あ
十一 り神を信せざる者ゝ神を謊者とす蓋神のゝの子の爲に證せる證を信せざ
十二 れゞ也十一神ゝ窮なき生をもて我儕に賜ふ此生ゝ乃ちゝの子に在これ其證
十三 なり十二神の子をもつ者ゝ生を有ゝの子を有ざる者ゝ生を有ず十三われ神の
子の名を信ずる爾曹に此等の事を書贈るゝ爾曹に窮なき生ある事を知し
十四 めんが爲なり十四凡て我儕神の旨に合へる事を求ゞ彼かならず聽ん是われ
十五 ら彼に向て篤く信ずる所なり十五凡て我が求る所を彼の聽ことを知ゞ我が
十六 求る所を彼に得ることを亦知る也十六もし人ゝの兄弟の死に至らざる罪を
犯すを見ゞ祈りて死に至らざる罪を犯す者に生を予ふべし死に至る罪あ
井

ノ 耶七〇十六、
オ 雅一〇廿七、約壹三〇廿四、羅三〇九至十九、
ヤ
マ 太十三〇十一、約十七〇廿至廿三、
ケ 來一〇八、約十七〇三、
フ
コ 哥羅六〇十六十七、
エ

十七 り我これが爲に祈れと言ず十七凡ての不義ゝ罪なり然ど死に至らざる罪あ
十八 り十八凡て神に由て生れたる者は罪を犯さゞる事を我儕ゝ玄る神に由て生
十九 れたる者ゝ自ら守かの惡者これに觸ことを爲ざる也十九我儕ゝ神につき舉
二十 世ゝ惡者に服するを我儕ゝ知二十また神は子すでに來り我儕が眞理者を識
二一 は智慧を我儕に賜るを知われら眞理者にあり即ち其子イエスキリストに
在かれゝ乃ち眞神なた永生なり二一小子よ爾曹みづから愼みて偶像に遠
かれアメン